

令和3事業年度

業務実績に関する説明資料
「評価の要約」

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期

平成15年10月1日

3. 役職員数（令和4年4月2日現在）

役員6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））

職員255名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

- ・中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金を支給する。

○特定業種退職金共済制度

- ・特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業320円、清酒製造業300円、林業470円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金を支給する。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

- ・勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する。

・業務実績 評価項目一覧

中期計画				評価項目No.	自己評価	ページ
I. 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 一般の中小企業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-1	A	3
		2 建設業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-2	A	12
		3 清酒製造業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-3	B	19
		4 林業退職金共済事業	(1) 資産の運用【重要度 高、難易度 高】 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的实施 (4) サービスの向上	1-4	B	26
	II 財産形成促進事業	1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営	1-5	B	32	
	III 雇用促進融資事業		1-6	B	35	
	II. 業務運営の効率化に関する事項					
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進		2-1	B	36
III. 財務内容の改善に関する事項						
第3 財務内容の改善に関する事項				3-1	B	41
IV. その他の事項						
第4 その他業務運営に関する重要事項		1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資		4-1	A	42
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項				5-1	B	45

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：A)

I 中期目標の内容

○一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業に係る業務に関し、共済契約者及び被共済者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。
 - ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。
 - ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。
 - ・個別事業主に対する勧奨を普及推進員等1人当たり平均月15件以上行うこと。

(4) サービスの向上

- 諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
 - ・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とすること。
 - ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 Δ 1.06% ベンチマーク収益率 Δ 1.22%	超過収益率 0.15%	112.41%	142.71%	167.84%	104.76%	
	・国内株式 時間加重収益率 2.34% ベンチマーク収益率 1.99%	超過収益率 0.36%	117.88%	106.76%	97.00%	91.47%	
	・外国債券 時間加重収益率 Δ 4.96% ベンチマーク収益率 Δ 5.17%	超過収益率 0.21%	104.09%	163.99%	86.99%	90.66%	
	・外国株式 時間加重収益率 19.74% ベンチマーク収益率 22.95%	超過収益率 Δ 3.21%	86.00%	109.20%	106.27%	98.72%	
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。	・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。	1.83%	71.0%	76.0%	78.8%	89.0%	
	・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。	0.49%	81.6%	87.0%	85.1%	97.6%	
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 (令和3年度目標 325,000人以上)	378,094人	116.3%	111.0%	113.8%	110.2%	
	・個別事業主に対する勧奨を普及推進員等1人当たり平均月15件以上行うこと。	訪問15.1件 (電話、文書等による勧奨を含む場合18.0件)	100.7%	94.0%	124.0%	124.7%	

<p>(4) サービスの向上</p> <p>○諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100%	100%	100%	100%	100%	
<p>○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p>	<p>・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。</p>	86.6%	108.5%	107.3%	109.5%	108.8%	
	<p>・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</p>	1,761,202件 (通信監視サービス分を除くと1,288,162件)	153.1% (通信監視サービス分を除くと112.0%)	131.8% (通信監視サービス分を除くと104.4%)	114.8%	123.0%	
	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p>	1回	100%	100%	100%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

<p>指標</p>	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>確実な退職金の支給に向けた取組（未請求者比率）</p>	<p>③退職金未請求の背景に関する調査結果によると、未請求率高止まりの主な要因が、拡充された企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続負担の忌避であることを確認した。企業間通算制度の利用拡大自体は好ましいことであるため、当該要因に基づく未請求率の底上げ分は、目標値を引き上げることが適当と考える。次期中期計画策定に向けて、データの収集・分析を進め、目標を見直すこととする。</p>
<p>ホームページアクセス件数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間473,040件程度である。これを除いても1,288,162件のアクセス件数を獲得している。 (参考：達成度 112.0%)</p>

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用 (詳しくは「令和3年度資産運用に関する評価報告書」参照)	<p>委託運用の収益率は、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保（P7図表1参照）。唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と史料される。全体の運用収益は金利上昇を主因に必要な水準（想定損失額）をやや下回り、前年度の約600億円の付加退職金支給決定にも関わらず、利益剰余金は必要な水準（想定損失額）をほぼ確保している（P9図表3参照）。スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から高く評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。</p>
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>目標未達の主な要因は、①企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年⇒3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算希望者が増加し、未請求件数、金額が増加したこと、②未請求者の半数を占める退職金額5万円未満層の手続き負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる（P10図表4及び図表5参照）。目標達成には至らなかったが、退職後3年目の請求者数、退職金支払額とも前年度並みの成果を上げた。 （H30:936人⇒R1:1,170人⇒R2:1,728人⇒R3:1,613人；H30:636百万円⇒R1:752百万円⇒R2:1,030百万円⇒R3:997百万円） 累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率は低下傾向を続けており、確実な退職金の支給に向けた取組の実績は着実に上がっているものと思料される（P11図表6参照）。</p>
加入促進対策の効果的実施	<p>コロナ禍による訪問、集会開催の制約等環境が厳しい中、目標活動件数を達成した。説明会についてもWEB会議方式により機動的に開催し、参加者の裾野を広げる等の成果を上げた。加入者数は、目標値を1割以上上回った。各種メディアを組み合わせた集中広報の展開や、各種アンケート結果等を踏まえたアピールポイントの見直し（「財務体質の強靱さ」を強調）等の施策が寄与しているものと考えられる。また、加入者数の増加は運用資産の増加を通じて収益力を向上させるので、財務基盤強化との好循環に繋がっている。</p>

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

【原因】

- 外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されているグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和政策の見直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因である。

【対策】

- 株価が下落した銘柄が、長期保有対象として引き続き有効であるとの判断の根拠について点検し、飽くまでも投機的資金の振れに因る一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認している。こうした見方に変化が無いが、今後も定期的に点検を行う。
- スタイル分散を行っている各運用受託機関の特性と、そのバラツキが維持されていることを確認した（P8 図表2 参照）。リスク分散機能はなお有効と見られる。
- 前年度急伸の反動と短期的資金の振れによる一時的動きが一巡すれば、投資対象銘柄の株価も、マネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能も回復するものと思料される。
- 基本ポートフォリオ見直しに当たり、委託運用部分のパフォーマンス評価が適切に出来るように、相場変動時のリバランスに係る乖離許容幅を、従来の運用資産全体の構成比から委託運用部分のみの構成比へ変更し、モニタリング体制を改善している。
- 運用全体のクオリティの向上を企画したマネジャー・ストラクチャー見直しプロジェクトの一環として、委託運用資産のうちパッシブ運用部分について、資産運用受託機関および資産管理受託機関の見直しを実施した。今回の見直しでは、特に資産間リバランスを行う際の効率性向上、および委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い（指定単契約から投資一任契約と包括信託契約の運管分離方式に変更）、委託コストの低下を実現した（令和2年度約0.04%⇒令和3年度約0.02%）。

・ 委託運用部分の収益率

（図表1）委託運用部分の収益率（令和3年度通期）

令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%

（参考 過去5年間の実績に対する評価）

超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率	5年間年率
<評価>				<A>	<A>	<—>	<—>
国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	0.16%	0.16%
国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.41%	0.43%
外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.09%	0.04%
外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	0.44%	1.07%
合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.21%	0.26%

※ 合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

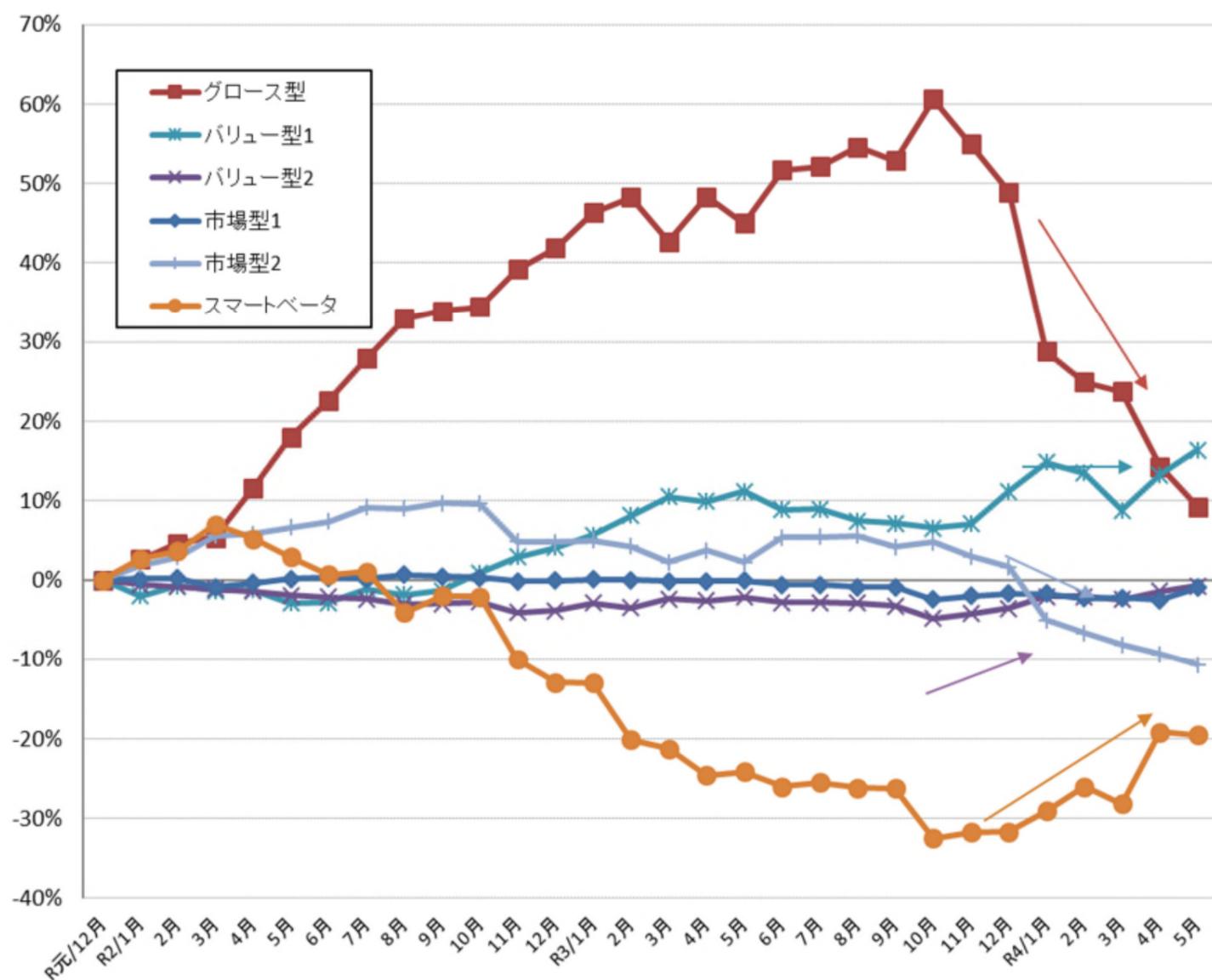
参考事項

超過収益率がマイナスとなった外国株式のリスク分散の状況

- 外国株式のアクティブファンドは、様々なスタイルの組合せでリスクを分散している。令和3年度後半は金融政策転換を背景とした短期的資金の逆流等によりグロース型ファンドが大きくパフォーマンスを悪化させたが、良い先と悪い先が混在するという基本的なスタイル分散の構図は崩れておらず、短期的資金の動きが一巡すれば、リスク分散機能もパフォーマンスも回復することが見込まれる。

(図表2)

外国株式アクティブファンド別の累積超過収益率推移（令和2年1月～令和4年5月）



※資産移管影響のあった月の収益率は当機構で調整実施。

○ファンド別動向は以下の通り。

【グロース型】

将来の高成長が期待される銘柄を独自基準で選定し長期投資するファンド。令和2年度から令和3年度上期においては、世界的な金融緩和政策の中で、そうした銘柄に資金が集まり、大幅な超過収益を獲得したが、令和3年度中以降、世界的な金融政策の転換予想の中で、それらの銘柄が反落、超過収益率は大幅に悪化した。

【市場型1】

クオンツ運用。コロナ禍等に因る未曾有の展開に、過去データに基づく投資判断が追い付かず、低調に推移。

【市場型2】

ファンドマネジャーのジャッジメンタル判断を軸とするが、銘柄選択、業種選択とも振るわず、最近ではグロース系に寄せた投資が裏目に出て不芳な展開。

【バリュー型1】

伝統的なバリュー銘柄に加え、独自基準によるミスプライスされた銘柄に投資。そのうちグロース色の強い銘柄（半導体関連株等）が令和2年度に大きく上昇したが、令和3年度入り後、下落傾向に転じた。

【バリュー型2】

クオンツ運用。バリュー型の低調な状況が続いているが、令和3年度後半のグロース銘柄反落局面ではやや戻している。

【スマートベータ】

最小分散型。変動リスクを抑える役割を担っているため、大幅な上昇局面が続く中ではベンチマーク対比劣後幅が累積。令和3年10月以降の株価下落局面では、超過収益が出ており、最小分散型に期待されたパフォーマンスとの評価が可能。

参考事項

(図表3) 中退共(給付経理) 利益剰余金の推移

(単位: 億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		4年間増減 (H30-R3)	5年間増減 (H29-R3)
						上期末			
必要な利益剰余金 (A)※1	4,436	4,268	4,675	5,150	5,025	5,025	5,468	—	—
利益剰余金 (B)	3,813	4,335	4,300	3,742	5,317	—	5,272	+937	+1,459
利益剰余金不足額 (B-A)	△623	—	△375	△1,408	—	—	△196	—	—
付加退職金 ※2	—	174	—	—	599	—	—	※3 599	※3 773
運用収益 (億円)	1,052	1,076	359	△158	2,588	—	410	3,199	4,275
資産運用残高 (億円)	46,985	48,463	49,158	49,362	52,298	—	53,121	4,658	6,136
被共済者加入実績 (人)	370,994	377,684	377,908	383,483	367,510	—	378,094	—	—
被共済者在籍数 (人)	3,350,308	3,401,344	3,442,253	3,487,966	3,536,953	—	3,581,005	+179,661	+230,697

※1 必要な利益剰余金は、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

※3 付加退職金の4年間・5年間増減欄は、期間中の合計額を表示している。

参考事項

○ 確実な退職金の支給に向けた取組に関する事項

(図表4) <請求しない主な理由アンケート:令和元年度～3年度>

(構成比%)

	退職金額	手続きが分かりにくい	時間がない	手続きが面倒	通算希望
R元年度	～5万円未満	14.0	23.4	40.2	15.9
	5～10万円未満	0.0	8.3	16.7	58.3
	10～50万円未満	4.4	8.8	7.4	66.2
	50万円～	5.0	6.9	2.0	64.4
R2年度	～5万円未満	11.0	15.1	41.1	22.6
	5～10万円未満	4.2	4.2	12.5	62.5
	10～50万円未満	3.2	6.3	7.4	66.3
	50万円～	4.3	5.8	1.4	66.9
R3年度	～5万円未満	10.7	7.1	51.8	16.1
	5～10万円未満	9.4	15.6	40.6	34.4
	10～50万円未満	3.5	5.8	2.3	67.4
	50万円～	1.5	3.0	0.7	83.7

(図表5) <請求権発生から2年経過後、3年経過後の年度末時点の未請求者数等>

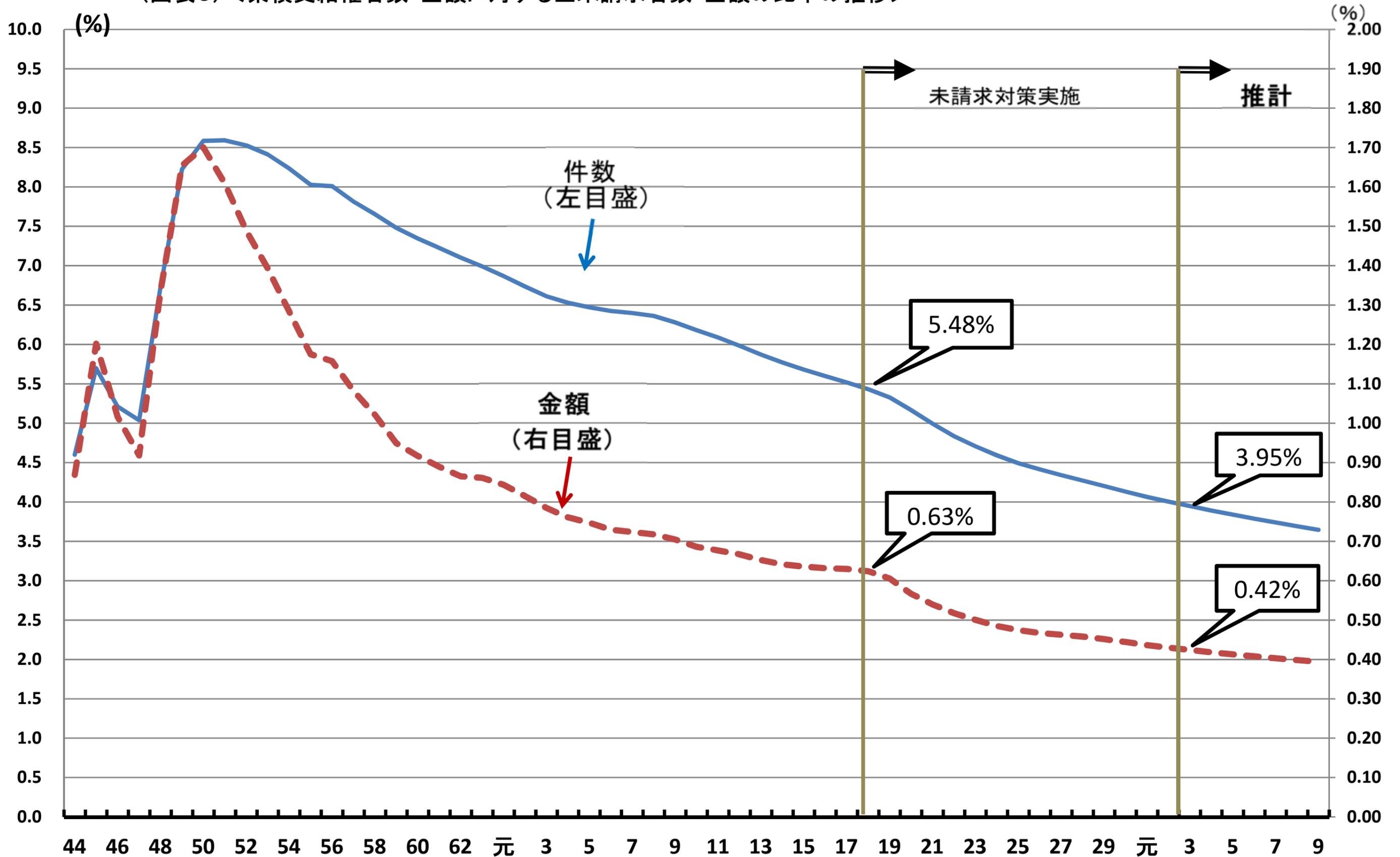
※企業間通算制度拡充(28年度法改正)は平成27年度退職者から適用

退職年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未請求者数(人)	2年経過後	3,778 (H28.3時点)	3,839 (H29.3時点)	4,795 (H30.3時点)	5,459 (H31.3時点)	6,286 (R02.3時点)	6,687 (R03.3時点)	6,997 (R04.3時点)
	3年経過後	3,351 (H29.3時点)	3,147 (H30.3時点)	3,859 (H31.3時点)	4,289 (R02.3時点)	4,558 (R03.3時点)	5,074 (R04.3時点)	—
未請求率(%) 人数/金額	2年経過後	1.42/0.46	1.46/0.43	1.82/0.58	2.10/0.68	2.36/0.75	2.42/0.76	2.53/0.81
	3年経過後	1.26/0.37	1.19/0.32	1.46/0.41	1.65/0.47	1.71/0.46	1.83/0.49	—
退職金額5万円未満(3年目:構成比%)		—	—	43.6	48.3	47.6	48.2	—
退職金額5～10万円未満(3年目:構成比%)		—	—	8.6	8.8	9.1	9.0	—
企業間通算申請(当年度中・件数)		—	—	2,512	2,965	3,306	3,458	4,012

- アンケート調査の結果をみると、未請求者のうち退職金額5万円以上の層において、未請求の理由に、転職に際しての「通算希望」を挙げる者の割合が、3分の2に及び、かつ年々、増加傾向となっている(図表4)。
- 一方、未請求者の過半数近くを占める退職金額5万円未満層については、4割以上が「手続きが面倒」を理由とし、その割合は高まっている(図表4)。さらに退職金額5万円未満層の構成比も高まっており(図表5)、こうした動きも未請求率高止まりに繋がっているものと考えられる。
- 企業間通算制度拡充後、制度利用者が拡大していることは、企業間通算申請者数の急増により明らかである(図表5)。
- こうした未請求者は、自らが請求権を有していることを認識し、また制度に関する知識を有していると考えられるため、最終的には退職金を請求するものと考えられる。
- したがって、企業間通算制度拡充に伴う増加分を無理に低減させる必要はないものと思料する。
- 企業間通算制度拡充後の未請求率の動きを見ると、人数ベースで0.3～0.4%程度の押上効果が窺われるため、未請求率のこれ以上の引下げ余地は余りないものと考えられる(図表5)。
- しかしながら、退職金額5万円未満層については、手続負担の軽減や制度の知名度向上等により、人数削減の余地があるものと思われるため、引き続き未請求率低減に向けた取組は続けて参りたい(図表5)。
 - 知名度向上については、資産運用分野での活動(資料公表、スチュワードシップ活動)も寄与。

参考事項

(図表6) <累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率の推移>



評価項目 No. 1-2 退職金共済事業(建設業退職金共済事業)

難易度	高
重要度	高

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

○建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】

【難易度 高】である理由：建設業の期間労働者は、工事現場を転々とする場合が多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であることから建設事業者による雇用管理の取組が容易でなく、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。

○過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 ・長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 ・中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。
 ○過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。
 ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。

(3) 加入促進対策の効果的実施

○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。

(4) サービスの向上

○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
 ○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。
 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。 【給付経理】 時間加重収益率 2.41% ベンチマーク収益率 1.38%	超過収益率 1.03%	174.64%	110.80%	97.14%	71.18%	
	【特別給付経理】 時間加重収益率 1.91% ベンチマーク収益率 0.83%	超過収益率 1.08%	230.12%	114.79%	98.84%	45.81%	
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 【難易度 高】 ○過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—	—	—	—	
○過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。	・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。	1回	100%	100%	100%	100%	
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。 (令和3年度目標 108,000人以上)	107,403人	99.4%	107.1%	103.0%	97.1%	
(4) サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%	100%	100%	100%	

○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。	・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。	1,474,574件 (通信監視サービス分を除くと1,001,534件)	223.4% (通信監視サービス分を除くと151.7%)	160.5% (通信監視サービス分を除くと112.8%)	113.1%	113.5%	
	・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%	100%	100%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
資産の運用	③令和3年度の達成率は、国内株式を中心に高い超過収益率を獲得したことから給付経理174.64%、特別給付経理は、230.12%と非常に高い水準となった。
ホームページのアクセス件数	③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間473,040件程度である。これを除いても1,001,534件のアクセス件数を獲得している (参考：達成度151.7%) また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和3年度の期間の大半が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されていた状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したものである。特に、令和3年10月に掛金日額変更を伴う制度改正が実施されたことによる影響が大きく表れたものと考えている（令和3年9月～11月のアクセス件数が、年間増加分の約4割を占めている状況がみられる。）。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	<p>委託運用部分の超過収益率について、国内株式を中心に高い収益率を獲得したことに加え、給付経理では全資産が上回り、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマーク収益率を上回った（P16 図表7参照）。</p> <p>資産運用委員会では、8回に及ぶ審議を受けた。</p> <p>基本ポートフォリオについて、令和3年10月から予定運用利回りが3%から1.3%への引き下げられること、並びに令和4年4月から中退共等との委託運用部分の合同運用の開始を踏まえ、「資産運用委員会」の審議を受け、基本ポートフォリオの見直しを行った。</p> <p>ウクライナ問題発生時には、自家運用において流動性の確保状況を、委託運用ではロシア関連資産の保有状況を確認するなど、非常時にも迅速な対応を行っている。</p>
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>ターゲットを特定した対策として、高齢者を対象とした請求勧奨をするとともに住所情報を把握していない被共済者（約21万4千人）について、事業所（約5万所）への住所情報の提供を依頼した。また、加入者全体を対象として、新聞・TVなどマスメディアを活用した集中的な広報、制度改正・電子申請方式に関する全契約者への通知や説明会を開催し、更新手続き等の要請を行うとともに、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。これらの対策を精力的に実施した結果、令和2年度末370,498人に対し、令和3年度末364,418人と△6,080人の減少となった。増加の趨勢にあった長期未更新者数であるが、令和2事業年度に引き続き、令和3事業年度はさらに大きく減少させることができた。（平成27年度からの長期未更新者数の推移等についてはP17図表8及びP18図表9参照）</p>
サービスの向上	<p>就労実績報告作成ツール（以下「ツール」という。）は、電子申請方式の利用に必要なものであるとともに、従来の証紙貼付方式における元請・下請間の就労報告の円滑化にも資するものであるが、共済契約者に普及を図ることができた（令和3年度末時点ダウンロード件数38,509件）。また、制度改正に伴う機能改修を行った。</p> <p>電子申請方式については、導入を実現し、さらにその普及を進めているところである。ツール及びシステムの改良を継続的に行うとともに、共済手帳申込等の手続についてオンライン申請が可能となるシステム改修も実施し、利用者の利便向上を達成している。</p>

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

- ・ 委託運用部分の収益率

(図表7) 委託運用部分の収益率 (令和3年度通期)

令和3年度通期	給付経理			特別給付経理		
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	△1.10%	△1.22%	0.12%	△1.08%	△1.22%	0.14%
国内株式	4.57%	1.99%	2.59%	3.53%	1.99%	1.54%
外国債券	2.35%	1.88%	0.47%	1.62%	1.88%	△0.26%
外国株式	24.09%	22.95%	1.13%	23.24%	22.95%	0.29%
合計	2.41%	1.38%	1.03%	1.91%	0.83%	1.08%

(参考 過去5年間の実績に対する評価)

超過収益率	給付経理					特別給付経理				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<評価>					<A>					<A>
国内債券	0.24%	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	0.37%	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%
国内株式	2.05%	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	11.13%	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%
外国債券	0.53%	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	△0.19%	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%
外国株式	0.40%	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	2.56%	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%
合計	0.63%	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	1.78%	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%

参考事項

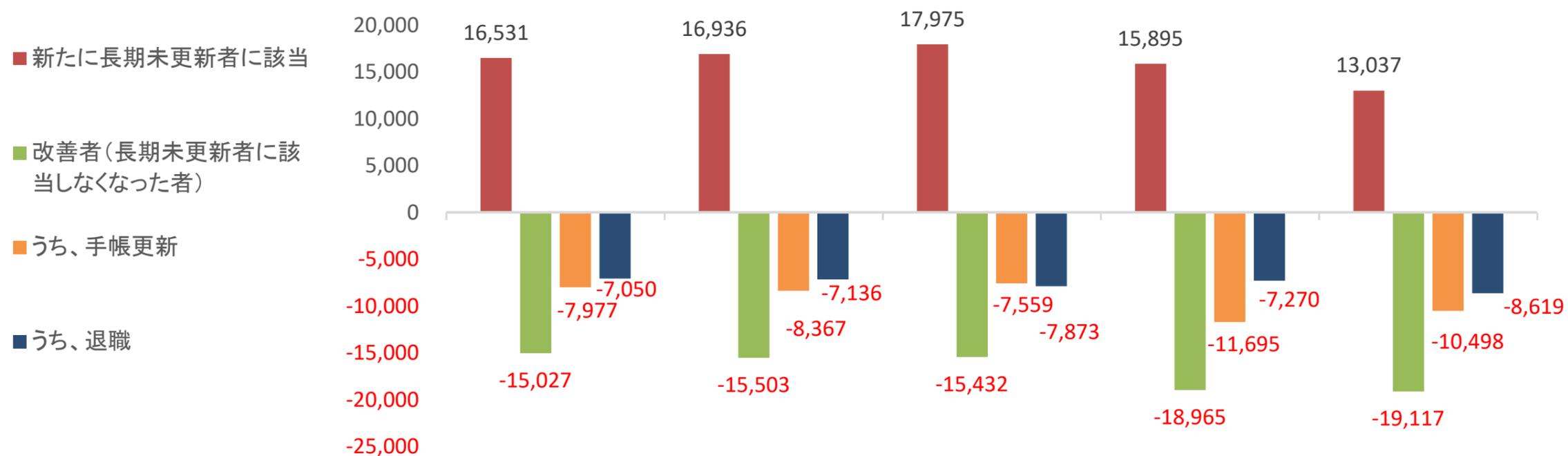
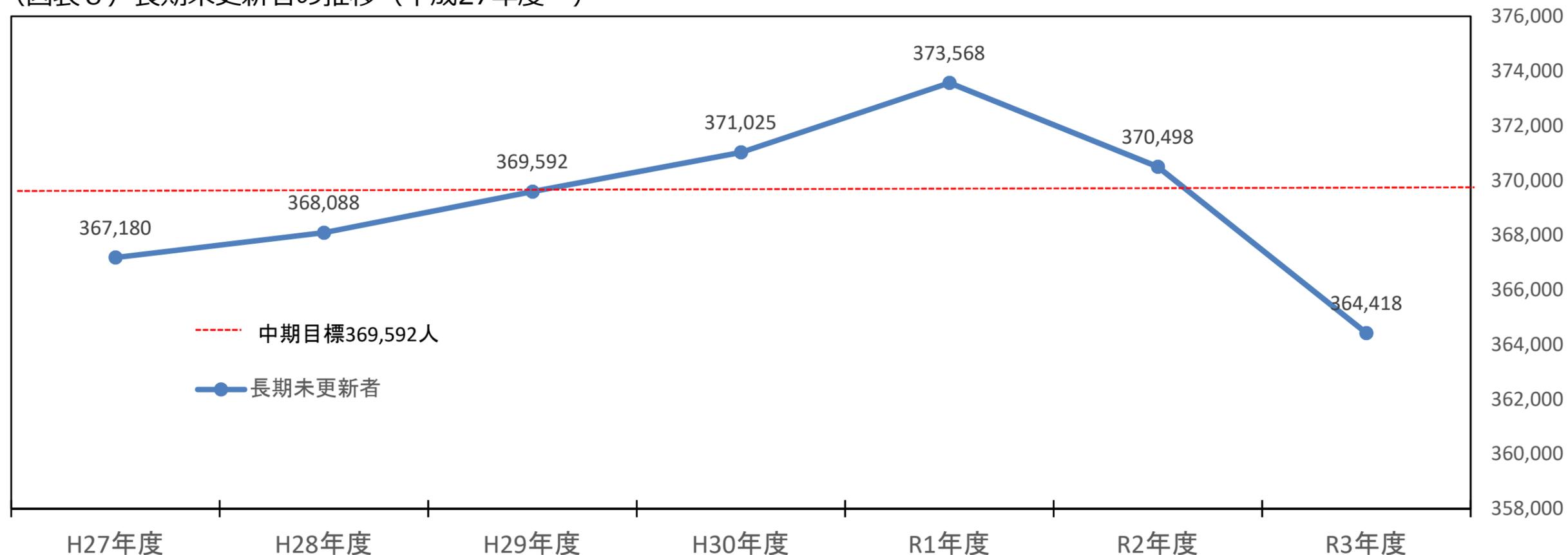
○ 確実な退職金の支給に関する事項

<第4期中期目標(抜粋)>

中期目標期間の最終年度(令和4年度)までに、長期未更新者数(掛金納付月数24月以上かつ未更新期間3年以上)を、前中期目標期間の終了時(369,592人)から減少させること。

(単位:人)

(図表8) 長期未更新者の推移(平成27年度~)



(図表9) ≪ 長期未更新者対策の概要 ≫

加入者全体を対象とした対策

第4期中期計画(H30'~)

マスメディアを活用した集中的な広報

効果検証を踏まえ、効果的に実施

- ・全国紙を減少し地方紙を増加(R2')
- ・地上波TVとラジオの追加(R2')
- ・全国紙を減少しCSTVと地上波ローカルTVを追加(R3')

問い合わせ実績

H30' 2,010人 ⇒ R3' 4,627人

第4期中期計画(R3'~)

建設工事現場における周知

「建退共適用工事現場」標識に労働者に対する周知等を追加(R3')

第4期中期計画(R4'~)

ハローワーク等を活用した周知

ハローワークと職業能力関連施設等にCCUSと合同でパンフレット設置(R4') 664所 118,614部

第4期中期計画(R2'~)

制度改正に関する通知

- R3' 4月 ハガキにより通知
- 7月 文書、チラシにより通知
- 9月 事務処理の手引き配布

制度改正・電子申請に関する説明会

R2' 84回 R3' 49回

長期未更新者 約 36.4 万人 (R4.3.31)

住所情報把握者

住所補完の要請により住所情報を把握した者 約 2.4 万人
うち、長期未更新者 約 0.9 万人

(データベース化が概成)

住所情報を把握している者 約 5.3 万人

住所情報を把握していない者 約 30.1 万人

新たに長期未更新者になる者

住所情報を把握している者 毎年約 1.3 万人

長期未更新防止を目的とした対策

第4期中期計画(R2'~)

掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知

- ・初めて電子申請により掛金充当されたとき
- ・掛金納付実績1年目(12月)となったとき
- ・掛金納付実績5年目ごと(60月、120月、180月 etc.)となったとき

ターゲットを特定した対策

第4期中期計画(R元'~)

最終更新事業所へ住所補完の協力要請
調査対象者 21.4 万人 事業所 5 万所

第4期中期計画(H30'~)

一定年齢者に対する退職金請求勧奨等

- ・75歳に達した長期未更新者に対し請求勧奨
- ・70歳に達した退職金請求資格のある被共済者に対し、掛金納付状況を通知

長期未更新者調査

- ・3年間手帳未更新者について、共済契約者に対し現況調査を実施
- ・現況調査の結果により、更新または請求の勧奨を実施

フォローアップ調査

- ・長期未更新者調査後、さらに2年間、更新手続きのない被共済者に対して、更新または請求の勧奨を実施

評価項目 No. 1-3 退職金共済事業(清酒製造業退職金共済事業)

重要度 高

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

○清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。

- ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。
- ※ 2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

- ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的实施

○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

- ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。

(4) サービスの向上

○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。

- ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 Δ 1.06% ベンチマーク収益率 Δ 1.22%	超過収益率 0.15%	112.41%	142.71%	※ 122.87%	※ Δ 364.29%	
	・国内株式 時間加重収益率 2.34% ベンチマーク収益率 1.99%	超過収益率 0.36%	117.88%	106.76%			
	・外国債券 時間加重収益率 Δ 4.96% ベンチマーク収益率 Δ 5.17%	超過収益率 0.21%	104.09%	163.99%			
	・外国株式 時間加重収益率 19.74% ベンチマーク収益率 22.95%	超過収益率 Δ 3.21%	86.00%	109.20%			
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—	—	—	—	
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。 (令和3年度目標 120人以上)	101人	84.2%	54.2%	97.5%	103.2%	

※ 令和元年度以前の指標は、「毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保すること。」

<p>(4) サービスの向上</p> <p>○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100%	100%	100%	100%	100%	
<p>○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p>	<p>・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p>	514,358件 (通信監視サービス分を除くと41,318件)	3214.7% (通信監視サービス分を除くと258.2%)	2214.1% (通信監視サービス分を除くと243.1%)	2087.4%	2128.0%	
	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p>	1回	100%	100%	100%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

<p>指標</p>	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>ホームページアクセス数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間473,040件程度である。これを除いても41,318件のアクセス件数を獲得している。(参考：達成度258.2%)</p> <p>また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和3年度の期間の大半が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されていた状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したものと思われる。清退共事業は規模が小さく、目標値自体が小さく設定されているため、これらの増加による影響が大きく表れたものと考えている。</p> <p>なお、当該分析結果は、初めて全国に緊急事態宣言が発令された令和2年度の評価同様、高い実績値となっていることを踏まえ、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	委託運用部分の収益率について、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保。唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と思料される。スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は、8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>長期未更新者については、令和3年度末において2,921人となり、平成29年度末の3,021人を下回ることができたが、これは、平成30年度からの4年間で、長期未更新者が新たに110人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が210人となったためである。</p> <p>対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には清退共制度に加入したことを本人に通知している（通知件数 101件）。</p> <p>その上で、未更新期間3年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から2年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した（両調査合わせて30件）。</p>
加入促進対策の効果的実施	清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和2年度末において、すでに93.3%が清退共制度に加入している。令和3年度は、酒類等製造免許新規取得事業所6所と未加入事業所122所に対し加入勧奨案内を発出するほか、既加入の全事業所(休造除く) 1,815所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。しかしながら、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外出自粛や飲食店の時短営業の要請が断続的に発出される中、酒造製造量は、コロナ禍のため大きく落ち込んだ令和2年度（前年度比△9.4%）よりさらに落ち込み（令和3年度（4月～2月）は、令和2年度同期比△2.7%、コロナ禍前の令和元年度同期比△12.6%）、飲食店での酒類の消費マインドも十分に回復していないと考えられる中、加入促進は極めて困難な状況となり、目標120人に対し、101人に留まった（P25図表10参照）。

参考事項

○ 資産の運用に関する事項

【原因】

○外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されているグロース系の外国株式ファンドが、世界的な金融緩和政策の見直し観測に因る金利上昇に加え、前年度大幅上昇の反動もあって、年度後半に急落したことが主因である。

【対策】

- 株価が下落した銘柄が、長期保有対象として引き続き有効であるとの判断の根拠について点検し、飽くまでも投機的資金の振れに因る一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認している。こうした見方に変化が無いが、今後も定期的に点検を行うこととする。
- 基本ポートフォリオ見直しに当たり、委託運用部分のパフォーマンス評価が適切に出来るように、相場変動時のリバランスに係る乖離許容幅を、従来の運用資産全体の構成比から委託運用部分のみの構成比へ変更している。
- 運用全体のクオリティの向上を企画したマネジャー・ストラクチャー見直しプロジェクトの一環として、委託運用資産のうちパッシブ運用部分について、資産運用受託機関および資産管理受託機関の見直しを実施した。今回の見直しでは、特に資産間リバランスを行う際の効率性向上、および委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い、委託コストの低下を実現した（令和2年度約0.04%⇒令和3年度約0.02%）。

・委託運用部分の収益率（令和3年度通期）

令和3年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率
国内債券	△1.06%	△1.22%	0.15%	112.41%
国内株式	2.34%	1.99%	0.36%	117.88%
外国債券	△4.96%	△5.17%	0.21%	104.09%
外国株式	19.74%	22.95%	△3.21%	86.00%

（過去5年間の実績に対する評価）

超過収益率	平成29年度	平成30年度	令和2年度	令和2年度	令和3年度
<評価>					
国内債券	0.13%	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%
国内株式	4.30%	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%
外国債券	—	—	—	1.19%	0.21%
外国株式	—	—	—	5.50%	△3.21%
合計	2.61%	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%

- ・令和2年度から中退共との合同運用を実施している。
- ・合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

参考事項

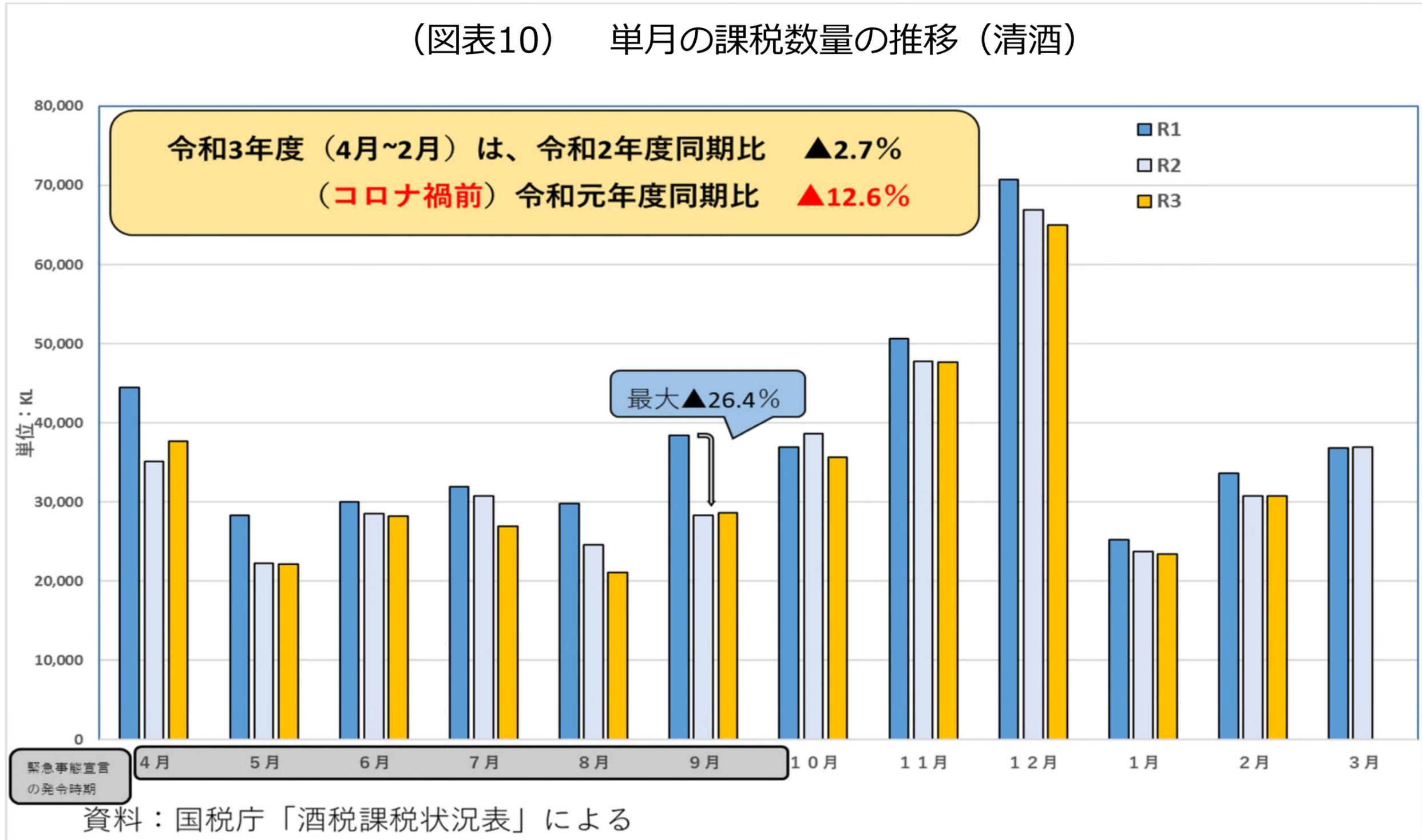
○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- 未加入事業所に対して加入勧奨を行うほか、既加入事業所に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
 - ・酒類等製造免許新規取得事業所 6所
 - ・未加入事業所 122所
 - ・既加入事業所 1,815所
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
- 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
 - ・関係団体等による広報記事掲載 3件
 - 醸界タイムス社 「醸界タイムス」(10月1日掲載)
 - 日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号及び「会員専用ホームページ」
 - ・NHKへの放送協力依頼
- 参与会の意見を踏まえ、制度の5つの特徴を記載したリーフレットの作成に着手した。(令和3年度新たに実施)

参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

(図表10) 単月の課税数量の推移 (清酒)



評価項目 No. 1-4 退職金共済事業(林業退職金共済事業)

難易度	高
重要度	高

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

○林業退職金共済(以下、「林退共」という。)事業に係る業務に関し、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

(1) 資産の運用 【重要度 高】 【難易度 高】

【重要度 高】である理由：共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であるため。

【難易度 高】である理由：累積欠損金解消計画の見直しについて、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため。

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。
 - ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。
- 「2019(平成31)年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005(平成17)年10月に策定した「累積欠損金解消計画」(以下「解消計画」という。)の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。
 - ・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
 - ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
 - ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

(3) 加入促進対策の効果的実施

- 加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
 - ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。

(4) サービスの向上

- 加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
 - ・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。
 - ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
(1) 資産の運用 【重要度 高】【難易度 高】 ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。	・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。 ・国内債券 時間加重収益率 Δ 1.06% ベンチマーク収益率 Δ 1.22%	超過収益率 0.15%	112.41%	142.71%	167.84%	104.76%	
	・国内株式 時間加重収益率 2.34% ベンチマーク収益率 1.99%	超過収益率 0.36%	117.88%	106.76%	97.00%	91.47%	
	・外国債券 時間加重収益率 Δ 4.96% ベンチマーク収益率 Δ 5.17%	超過収益率 0.21%	104.09%	163.99%	86.99%	90.66%	
	・外国株式 時間加重収益率 19.74% ベンチマーク収益率 22.95%	超過収益率 Δ 3.21%	86.00%	109.20%	106.27%	98.72%	
	・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。(財政検証の翌年度以降)	新計画に基づき累積欠損金を解消	達成	達成	—	—	
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組 ○長期未更新者数の縮減の観点から、現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—	—	—	—	
(3) 加入促進対策の効果的実施 ○加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。 (令和3年度目標 1,900人以上)	1,668人	87.8%	81.3%	81.5%	91.3%	

<p>(4) サービスの向上 ○加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図るため、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100%	100%	100%	100%	100%	
<p>○ホームページの充実やニーズに即した相談業務、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p>	<p>・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。</p>	536,287件 (通信監視サービス分を除くと63,247件)	1,675.9% (通信監視サービス分を除くと197.6%)	1,217.9% (通信監視サービス分を除くと232.4%)	1,110.4%	1,117.8%	
	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p>	1回	100%	100%	100%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

<p>指標</p>	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の要否についても記載すること。</p>
<p>ホームページアクセス件数</p>	<p>③ホームページアクセス件数の目標値と実績値の乖離については、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されていることが要因であり、そのアクセス件数は、推計値で年間473,040件程度である。これを除いても63,247件のアクセス件数を獲得している。(参考：達成 197.6%) また、通信監視サービス件数を除いても、なお目標値を超えるアクセス件数となっている要因としては、令和3年度の期間の大半が、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されていた状況の中で、ホームページによる各種手続き案内の閲覧及び申請書のダウンロード活用等が増加したものと思われる。林退共事業は規模が小さく、目標値自体が小さく設定されているため、これらの増加による影響が大きく表れたものと考えている。 なお、当該分析結果は、初めて全国に緊急事態宣言が発令された令和2年度の評価同様、高い実績値となっていることを踏まえ、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。</p>

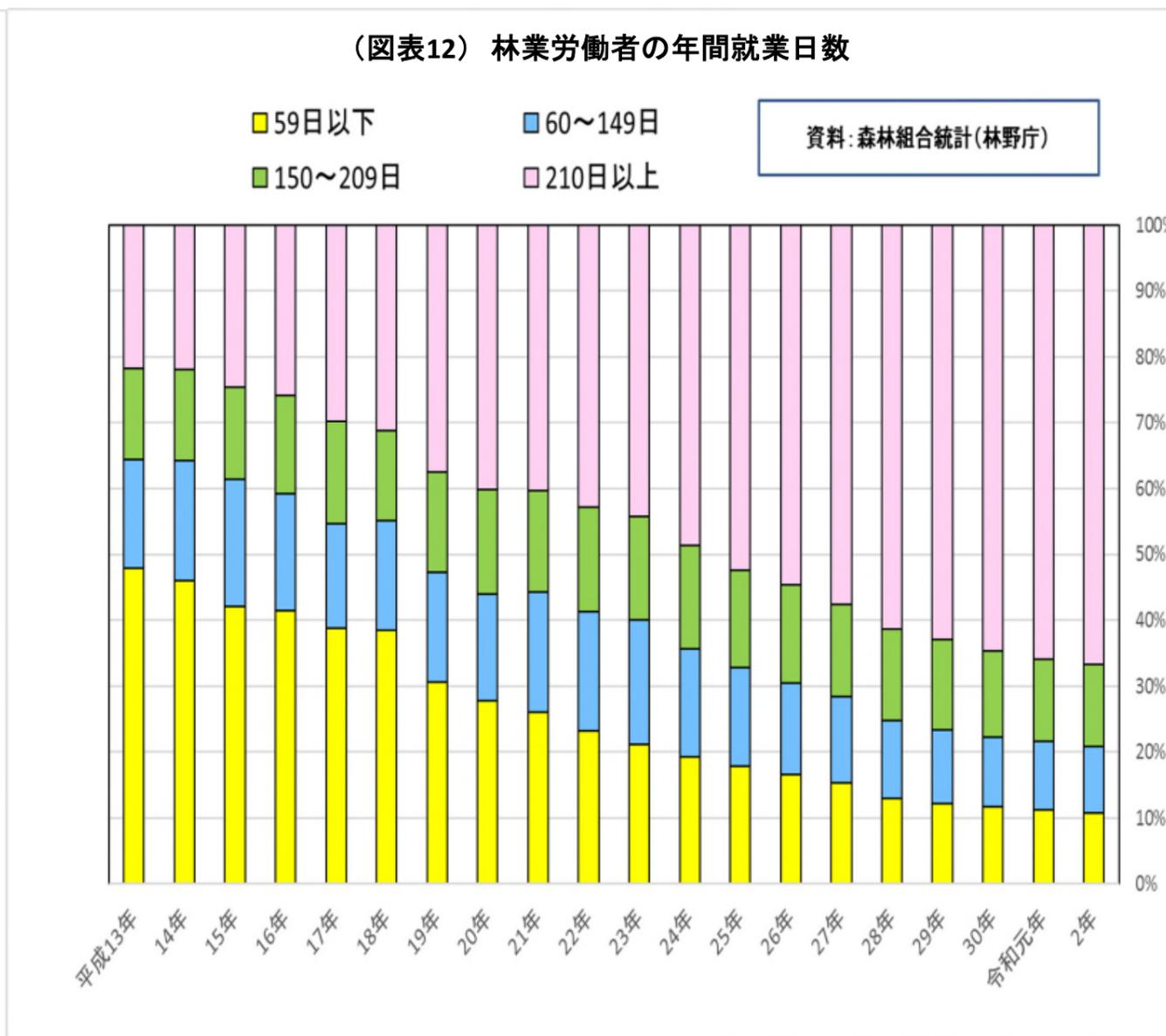
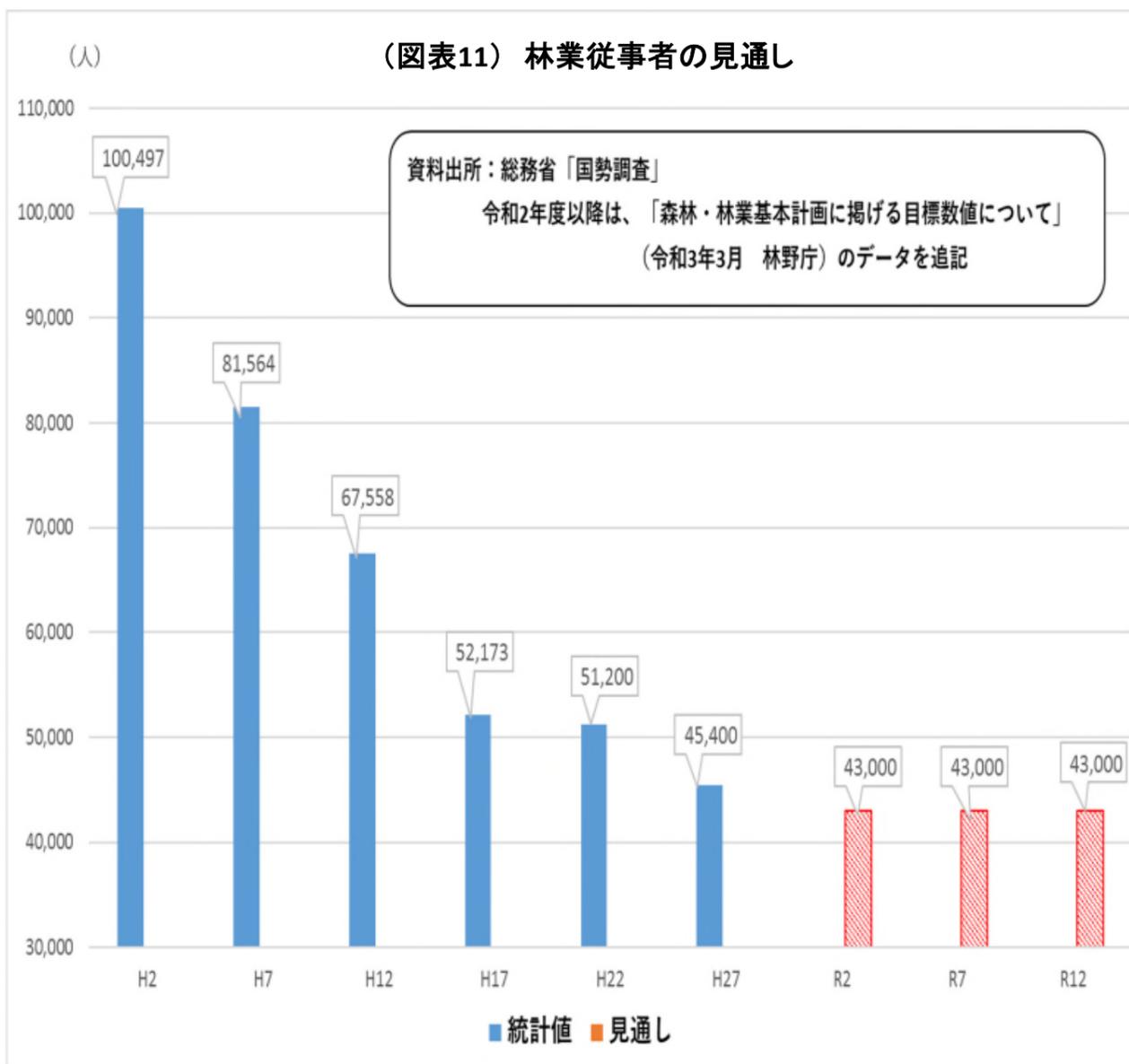
Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
資産の運用	<p>委託運用部分の収益率は、4資産のうち3資産において市場平均を上回る水準を確保（P7図表1参照）。唯一外国株式は市場平均を下回ったが、短期的資金の動きに因る前年度急伸の反動であり、投資対象銘柄の成長性とマネジャー・ストラクチャーのリスク分散機能は引き続き有効と思料される。スチュワードシップ活動は、発展・深化していると資産運用委員会から高く評価された。ウクライナ問題等非常時対応も適切に実施。資産運用委員会は8回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。</p> <p>累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。</p>
確実な退職金の支給に向けた取組	<p>長期未更新者については、令和3年度末において2,131人と平成29年度末の2,259人を下回ることができたが、これは、平成30年度からの4年間で、長期未更新者が新たに645人発生したものの、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が773人となったためである。</p> <p>対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には林退共制度に加入したことを本人に通知している（通知件数 1,668件）。</p> <p>その上で、未更新期間3年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から2年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した（両調査合わせて199件）。</p>
加入促進対策の効果的実施	<p>林業については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、令和3年度は新たに一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施した。このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.3万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約3,200人（H15～30平均）、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にある中（P30図表11及び図表12参照）、加入促進は非常に困難な状況であり、加入実績は目標1,900人に対し1,668人に留まった。</p>

参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

林業従事者数は平成2年度に約10万人のところ、平成27年度には約4.5万人に半減しており、森林・林業基本計画（R3.3月、林野庁）では、**令和2年度は4.3万人の横ばい**となっている。さらに、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、**林退共の対象者である期間労働者の割合も減少**が続いている。



参考事項

○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- 林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、個別に広報記事の掲載（734所）を要請、178の自治体の広報誌掲載を確認。
- 未加入事業主に対して加入勧奨を行うほか、既加入事業所に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
 - ・共済契約者に対し文書による要請（3,255件）
 - ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。（292事業体）。
 - ・林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
 - ・ブロック林材業安全管理推進会議、林業労働災害撲滅キャンペーン及び林業就業支援事業（厚労省、林野庁主催）による雇用管理セミナーにおいて広報資料を配布
- 10月を加入促進強化月間とし、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
 - ・関係団体等による広報記事掲載、NHKへの放送協力依頼
- 林業関係者へのアンケート調査を踏まえ、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体(92団体)に加入勧奨を実施するとともに、全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会(森林労連)に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の加入促進について協力を要請した。（令和3年度新たに実施）
- 参与会の意見を踏まえ、制度の5つの特徴を記載したリーフレットの作成に着手した。（令和3年度新たに実施）

評価項目 No. 1-5 財産形成促進事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

1 融資業務の着実な実施

○融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。

・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

2 利用促進対策の効果的实施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

- ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。
- ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。

(2) 情報提供の質の向上

- ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。
- ・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、毎年度80%以上とすること。

3 財務運営

○自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
1 融資業務の着実な実施 ○融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。また、職員研修を実施すること等により審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。	・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	4.08日	100%	100%	100%	100%	
2 利用促進対策の効果的实施 (1) 特別な支援を必要とする者への対応等	・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。	710件	101.4%	93.7%	104.0%	107.4%	
	・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。(令和3年度目標371件以上)	589件	158.8%	183.7%	192.3%	132.7%	
(2) 情報提供の質の向上	・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。	862,953件 (通信監視サービス分を除くと389,913件)	278.4% (通信監視サービス分を除くと125.8%)	258.3% (通信監視サービス分を除くと156.5%)	218.9%	209.2%	
	・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を、毎年度80%以上とすること。	81.0%	101.3%	103.9%	102.4%	91.6%	

要因分析（実績値/目標値が120以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
特別な支援を必要とする者への対応等（中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数）	②財形持家融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与（※）したことにより、目標件数を達成した。ただし、当該措置については、財政状況に与える影響を毎年検証のうえ継続実施を決定しているものであり、今後も継続実施するものとは限らないため、目標変更についてはそれを考慮した上で検討する。 （※）新規借入申込件数589件のうち、414件（70.3%）が何らかの特例措置を利用。
ホームページアクセス件数	③ホームページアクセス件数の目標値と実績値が乖離しているのは、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻りに稼働状況を監視されているためである。そのアクセス件数は推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても389,913件のアクセス件数を獲得している（参考：達成度 125.8% ）。この通信監視サービス件数を除いても、目標値を超えるアクセス件数となっているが、その主な要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである。財形制度周知キャンペーンにおいては、入社直後の若年層に財形貯蓄制度を訴求することが効果的であるものの、効果検証により若年層の認知度が低いことが明らかになったことから、①テレビCM動画、②オリジナルドラマ、③オンデマンドセミナー、④バナー広告などの広報手段を活用して、若年層をはじめとして訴求年齢層を意識した情報発信を行った結果、アクセス件数が大幅に増加したものと考えている。具体的には、若年層の共感を得られるよう、令和2年度には、特設サイトに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った動画を掲載し、令和3年度には、特設サイトに①実写とアニメーションを融合させたテレビCM動画の掲載や、②「幸せの積立て」をキャッチコピーとして、給与天引きによる堅実・計画的な資産形成をアピールするオリジナルドラマの掲載を行うとともに、③制度のメリットや利用方法等を専門家がわかりやすく説明するオンデマンドセミナーを開催するなどを行った。 なお、当該分析結果は、令和2年度の評価同様、高い実績値となっていることを踏まえ、次期中期目標における設定項目として適切か否か判断したい。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由

評価項目 No. 1-6 雇用促進融資事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

○雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達成度		

要因分析（実績値/目標値が120以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由
適切な債権管理	雇用促進融資業務については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理と併せて必要に応じた措置を検討する等して効果的な回収、処理に努めた。

評価項目 No. 2-1 業務運営の効率化に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

○機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

3 給与水準の適正化

○給与水準については、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

4 業務の電子化に関する取組

○中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。

・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。

5 契約の適正化の推進

○契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を推進すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2017(平成29)年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2017(平成29)年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費(再構築・改修費及び保守費)等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費(人件費を除く。)については、2017(平成29)年度予算額に比べて15%以上、業務経費(財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、2017(平成29)年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。	—	—	—	—	—	
4 業務の電子化に関する取組	中退共事業における中退共電算システムについて、2018(平成30)年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020(令和2)年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021(令和3)年度からシステム再構築を開始すること。	実施済	100%	100%	100%	100%	
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018(平成30)年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018(平成30)年12月までに検討結果を取りまとめること。	—	—	—	100%	100%	
	建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020(令和2)年度末までに電子申請方式を導入すること。	実施済	100%	100%	—	—	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
業務の電子化に関する取組	<p>【中退共システム再構築】 設計・開発工程では、機構、PMO支援業者、設計・開発業者のトップマネジメントが定期的に代表者会議を開催して意識合わせを行うなど、トップがリーダーシップを発揮、業務部門の全面的な協力も得て、組織を挙げたて取り組んでいる。 令和3年4月にPMO支援業者を決定、効率的な運営のためコミュニケーションツール導入等、設計・開発工程のための周到な準備を実施。ドキュメンテーション整備も、令和3年9月に予定通り終了。令和3年10月に業者を選定し、設計・開発作業を開始、順調に進捗している。 大規模プロジェクトでのコンサルタントとの協働作業は、システム要員育成、ITリテラシー底上げに寄与。重要事項は理事長が会議に参加して決裁。業務部門も要件定義等のため当事者意識を持って頻繁な会議に参加、貢献している。</p> <p>【建退共電子申請方式導入】 建退共制度における電子申請方式による掛金納付について、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和3年3月より本格的稼働を開始。令和3年度は、普及促進活動を展開するとともに、利用者からの意見を基にシステムの改修を進め、利便性の向上を図っている。</p>

参考事項

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。

[主な改善実績]

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、主な会議室にW i f i 回線を敷設することで、W E B 会議等が安定的に実施可能な通信環境を構築し、会議や研修等の開催・実施の効率化を図った。
 - ・建退共事業において、共済手帳申込書、共済手帳紛失届及び共済契約者証交付申請書について、電子申請専用サイトから直接手続きが行えるようシステム改修を行った。
 - ・建退共事業において、加入・履行証明願受付前の発行対象可否を判別できるよう、「加入・履行証明願受付に関する簡易審査フロー」を作成し、建退共ホームページに掲載した。
 - ・財形事業において、総合評価落札方式により事業者を選定する際に行う企画提案のプレゼンテーション審査を、一部オンライン化した。
- 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（28件）。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

【指標】 一般管理費（削減率）	中期期間目標値： 15%以上
【指標】 業務経費（削減率）	中期期間目標値： 5%以上

[参考]

一般管理費：平成29年度予算額	(215,782千円)	
令和3年度実績額	(121,049千円)	〔削減率43.9%〕
業務経費：平成29年度予算額	(4,363,378千円)	
令和3年度実績額	(3,911,074千円)	〔削減率10.4%〕

3 給与水準の適正化

- 総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。
 - 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。
 - 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）については、国家公務員の支給割合（20%）よりも低い水準に留めている。
 - 機構の令和3年度における給与水準について、以下のとおり検証した。
 - ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は112.9となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。
- なお、これらの要素を考慮した地域勘案指数では100.4、地域・学歴勘案指数では99.7となっており、いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している（令和4年6月末に機構ホームページにおいて公表）。

参考事項

4 業務の電子化に関する取組

○中退共電算システム再構築に係る役職員の参画状況

令和3年度は、年度前半にドキュメンテーション整備が完了、年度後半には設計・開発工程が開始された。本工程では業務部門各課がプロジェクト担当者を指名して全面的に協力、業務要件の定義や、成果物の検証に当たっている。

この間、役員も、システム担当役員が殆どの会議に出席しているほか、理事長が隔月のステアリングコミッティー等節目の会議に出席し、工程の開始・終了判定など重要事項の決裁を行うなど、役職員一丸となってプロジェクトを進めている。役職員の会議参加の状況は下記の通り。

会議体参加状況 (令和3年度中)	参加延べ人数 (開催回数188回)
理事長	14人
役員	177人
職員	1,767人
うち業務部門	320人

○建退共制度における電子申請方式の導入に係る進捗状況

安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件を明確化し、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和2年10月からの試行的実施を経て、令和3年3月より電子申請方式を本格的に導入した（電子申請方式導入企業7,750社 令和4年3月31日現在）。

令和3年10月の制度改正に対応するため、電子申請専用サイトの改修を実施した際に、セキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。

令和3年度、電子申請方式の普及に向けては、国土交通省主催の発注機関向け説明会（WEB会議）に同席し、電子申請方式を踏まえた公共工事における建退共制度の適正履行の確保に関する周知を行った（5月21日、5月28日、6月4日）。

また、同方式の普及促進のため、従来から実施している説明会に加え、WEB形式の説明会を積極的に採用し、関係官公庁及び関係事業者団体等が開催する各種会議、研修会等において説明を行った（開催数27回・参加者数4,318名）。

さらに、電子申請方式の本格的実施に伴い、新たなパンフレットを作成し、共済契約者及び自治体等に配布して周知を行った（「電子申請方式が始まりました」（三折版・両面版計420,000部、「この機会に電子申請方式を利用しませんか」22,000部、「建退共にご加入の共済契約者の皆様へ」20,000部）。

令和4年度は、建設技能労働者の就業履歴等を登録・蓄積する建設業界全体の仕組みである「建設キャリアアップシステム」との連携についてもさらに推し進めていく。

評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

第3 財務内容の改善に関する事項

○今後行われる予定の財政検証に基づき累積欠損金の処理等で定めた事項（評価項目No.1-4 I (1)）に基づき、着実な累積欠損金の解消を図ること。また、業務運営の効率化に関する事項で定めた事項（評価項目No.2-1）を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達成度		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由
累積欠損金の着実な解消	令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた。令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。
業務運営の効率化に考慮した予算の作成、管理	中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費12%減及び業務経費4%減とした令和3年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 * 削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）

評価項目 No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

I 中期目標の内容

1 内部統制の強化

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。
- 内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

2 情報セキュリティ対策の推進等

(1) 情報セキュリティ対策の推進

- サイバーセキュリティ基本法の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。
- 上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

(2) 災害時等における事業継続性の強化

- 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

- 退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。
 - ・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

- 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		実績値	達成度	達 成 度			
退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 ○退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。	・中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。	24回	160.0%	26.7%	93.3%	100%	

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。
退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	③新型コロナウイルス感染拡大防止の取組継続のため、当初よりWEB会議方式の説明会を開催した(24回)。WEB会議方式の導入により機動性、効率性が改善した他、遠隔地からの参加が可能になり、参加者の裾野拡大に繋がった。 今後、新型コロナウイルスの感染状況により、WEB会議方式だけではなく対面型の開催も併せて検討していくことが見込まれるため、次期指標については状況をみながら検討してまいりたい。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
内部統制の強化	<p>機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報等を託され、また金融を業とする法人であることを踏まえ、各委員会の委員の助言等に基づき、内部統制の強化を図った。</p> <p>資産運用関連では、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、資産運用委員会の議を経て決定した。さらに令和3年度は、資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするための行動規範を策定し、内部統制の強化に努めた。</p>
情報セキュリティ対策の推進等	<p>情報セキュリティ面では、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定、コロナ禍の下で利用が急増したWEB会議等を安定的に実施するため、主な会議室にWiFi回線の敷設、インシデントの予防/迅速な事後対応に不可欠な情報端末・記録媒体の正確な把握・管理体制の確立、サイバー攻撃に備える標的型メール訓練やLANケーブル抜線訓練等各種訓練や全役職員必修の研修等の施策を行い、情報セキュリティ有識者委員会(外部有識者3名)では委員から手厚い取組振りとして評価された。</p> <p>標的型メール訓練における開封者比率やLANケーブル抜線訓練での対応所要時間は、何れも顕著に改善しており、継続的な訓練実施の成果が見られた。実際にWEBサーバ等へのサイバー攻撃を受けた際にも、迅速な対応により、ホームページ停止を短期間に止めるなど被害の最小化に繋がっている。</p> <p>BCP関連では、災害時等における事業継続性については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップなどを行った。</p>
資産運用における社会的に優良な企業への投資	<p>資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。</p> <p>中退共では、公的機関のアセットオーナーとして、実務レベルのステュワードシップ活動報告会と運用受託機関親会社トップマネジメントとの面談でのエンゲージメントにおいて、ESG各要素について機構の立場から見た重要性を情報発信している。令和3年度は、運用受託機関におけるガバナンスに関する知見不足の事例を挙げて、業界全体として人材養成が必要との問題を提起、広く主要運用機関トップの共感を得るなど、活動が発展・深化しており、資産運用委員会からも高く評価された。</p>

評価項目 No. 5-1

予算、収支計画及び資金計画・短期借入金の限度額・重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画剰余金の使途・職員の人事に関する計画・積立金の処分に関する事項

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 平成30年度：B 令和元年度：B 令和2年度：B)

※目標がないため、以下については計画より記述

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- ① 中退共事業においては 20億円
- ② 建退共事業においては 20億円
- ③ 清退共事業においては 1億円
- ④ 林退共事業においては 3億円
- ⑤ 財形融資事業においては 391億円
- ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

第9 職員の人事に関する計画

方針

- ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求めること。
- ② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施すること。
- ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施すること。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度
		実績値	達成度	達 成 度		

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で 2年続けて 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 目標変更の要否 についても記載すること。

III 評定の根拠

根拠	理由